（調査事項）

第四十条の十七　法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第三項及び第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

一　計算関係書類（第四十条第七項第一号に規定する計算関係書類をいう。）の内容

二　法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に規定する財産目録の内容

三　法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する書類（第四十条の十二第十五号に掲げる事項が記載された部分を除く。）の内容

四　その他必要な事項

（報告方法）

第四十条の十八　法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、電磁的方法とする。

（社会福祉連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課）

第四十条の十九　法第百四十六条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を受けた日以後の社会福祉連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、法第百四十五条第一項又は第二項の社会福祉連携推進認定の取消しの日以後に確定したものとする。

（社会福祉連携推進認定が取り消された場合における社会福祉連携推進目的取得財産残額）

第四十条の二十　認定所轄庁が法第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定の取消しをした場合における法第百四十六条第二項の社会福祉連携推進目的取得財産残額は、法第百四十四条において準用する法第五十九条第二号の規定により届け出られた財産目録（以下この条において単に「財産目録」という。）のうち当該社会福祉連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額（その額が零を下回る場合にあつては、零）とする。

（公益認定を受けている場合の特例）

第四十条の二十一　社会福祉連携推進法人が公益認定を受けた法人である場合は、法第百二十七条第五号ル及びヲの規定は、適用しない。

2　社会福祉連携推進法人が公益認定を受けた法人である場合において、当該社会福祉連携推進法人が法第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合は、同条第四項及び第五項並びに法第百四十六条の規定は、適用しない。

（社会福祉法人会計基準の一部改正）

第二条　社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（傍線部分は改正部分）

改正後			
別表第一　資金収支計算書勘定科目（第十八条関係） 収入の部			
事業活動による収入			
大区分	中区分	小区分	
（略）	（略）	（略）	

改正前			
別表第一　資金収支計算書勘定科目（第十八条関係） 収入の部			
事業活動による収入			
大区分	中区分	小区分	
（略）	（略）	（略）	